騒音規制法第2条第1項で定める特定施設(騒音規制法施行令第1条)

1	金属加工機械	イ 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
		口製管機械
		ハ ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75
		キロワット以上のものに限る。)
		ニ液圧プレス(矯正プレスを除く。)
		ホ機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
		へ せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
		ト鍛造機
		チワイヤーフォーミングマシン
		リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
		ヌタンブラー
	東京民党機 / ウェ四	ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除	
		が7.5キロワット以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5キー
	ロワット以上のものに	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上の	
	ものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混
		練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
		ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに
	date of A. 1777 (Particles), Letter /	限る。)
6		式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
7	木材加工機械	イドラムパーカー
		ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
		ハ砕木機
		ニ 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上
		のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上
		のものに限る。)
		ホ 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上
		のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上
		のものに限る。)
	11.7 - 100	へ かんな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
8	抄紙機	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	